

平成30年さいたま市議会2月定例会提出議案一覧（追加送付）

合計11件（条例議案11件）

《条例議案》

議案第79号 さいたま市使用済自動車の再資源化等に関する法律関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

（内容）

- ・ 手数料の改定

事務の種類	現 行	改定後
破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1件につき 75,000円	1件につき 67,000円

（施行期日） 平成30年4月1日

議案第80号 さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・消防局予防部査察指導課）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正及び高圧ガス保安法の一部改正に基づく高圧ガス関係事務の一部の権限移譲等に伴い、手数料を改定し、又は新設するため、所要の改正を行うもの。

（内容）

1 手数料の改定

- ・ 危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査及び設置の許可に係る完成検査前検査並びに特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査に係る手数料の額の一部を引き上げるもの。

2 手数料の新設

- (1) 高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査事務等について手数料を新設するもの。
- (2) 充填設備による液化石油ガスの充填の許可の申請に対する審査事務等について手数料を新設するもの。

（施行期日） 平成30年4月1日

議案第81号 さいたま市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・保健福祉局長寿応援部介護保険課）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正を踏まえ、さいたま市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例ほか11条例について、所要の改正を行うもの。

（内容）

1 さいたま市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

(1) 職員配置の基準

- ・ 介護医療院の創設に伴い、サテライト型養護老人ホームに係る職員の配置基準を変

更するもの。

(2) 身体的拘束等の適正化

- ・ 原則として禁止している身体的拘束等について、更なる適正化を図るための措置を新たに規定するもの。

2 さいたま市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

(1) 職員配置の基準

- ・ 介護医療院の創設に伴い、サテライト型居住施設に係る職員の配置基準を変更するもの。

(2) 身体的拘束等の適正化

- ・ 原則として禁止している身体的拘束等について、更なる適正化を図るための措置を新たに規定するもの。

(3) 入所者の医療ニーズへの対応

- ・ 入所者の病状の急変が生じた場合等のため、あらかじめ、緊急時等における対応方法を定めておかなければならないこととするもの。

3 さいたま市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

(1) 職員配置の基準

- ・ 介護医療院の創設に伴い、サテライト型軽費老人ホームに係る職員の配置基準を変更するもの。

(2) 身体的拘束等の適正化

- ・ 原則として禁止している身体的拘束等について、更なる適正化を図るための措置を新たに規定するもの。

4 さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正

(1) 共生型サービスの追加

- ・ 指定訪問介護、指定通所介護及び指定短期入所生活介護において、共生型居宅サービスの基準を新たに設けるもの。

(2) 指定訪問リハビリテーションの人員基準

- ・ 指定訪問リハビリテーション事業所に、専任の常勤医師を配置すること等とするもの。

(3) 介護医療院の創設に伴う基準

- ・ 指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護については、介護医療院においても提供可能とするもの。

(4) 指定福祉用具貸与の運営基準

- ・ 利用者が適切な福祉用具を選択する観点から、機能や価格帯の異なる複数商品の提示等を義務付けるもの。

(5) 身体的拘束等の適正化（指定特定施設入居者生活介護）

- ・ 原則として禁止している身体的拘束等について、更なる適正化を図るための措置を新たに規定するもの。

5 さいたま市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正

(1) 共生型介護予防サービスの追加

- ・ 指定介護予防短期入所生活介護において、共生型介護予防サービスの基準を新たに

設けるもの。

(2) 指定介護予防訪問リハビリテーションにおける人員基準

- ・ 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所に、専任の常勤医師を配置すること等とするもの。

(3) 介護医療院の創設に伴う基準

- ・ 指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、指定介護予防短期入所療養介護については、介護医療院においても提供可能とするもの。

6 さいたま市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正

(1) 人員基準

- ・ 指定居宅介護支援事業所の管理者は、主任介護支援専門員でなければならないこととするもの。

(2) 障害福祉制度における相談支援事業者との連携

- ・ 指定居宅介護支援事業者は、障害福祉制度における指定特定相談支援事業者との連携に努めなければならないこととするもの。

(3) 公正中立なマネジメントの確保

- ・ 利用者との契約にあたり、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること等の説明を義務付けるもの。

7 さいたま市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等の基準等に関する条例の一部改正

・ 障害福祉制度における相談支援事業者との連携

- ・ 指定介護予防支援事業者は、障害福祉制度における指定特定相談支援事業者との連携に努めなければならないこととするもの。

8 さいたま市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正

(1) 身体的拘束等の適正化

- ・ 原則として禁止している身体的拘束等について、更なる適正化を図るための措置を新たに規定するもの。

(2) 入所者の医療ニーズへの対応

- ・ 入所者の病状の急変が生じた場合等のため、あらかじめ、緊急時等における対応方法を定めておかななければならないこととするもの。

9 さいたま市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正

・ 身体的拘束等の適正化

- ・ 原則として禁止している身体的拘束等について、更なる適正化を図るための措置を新たに規定するもの。

10 さいたま市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

・ 身体的拘束等の適正化

- ・ 原則として禁止している身体的拘束等について、更なる適正化を図るための措置を新たに規定するもの。

11 さいたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正

(1) 共生型地域密着型サービスの追加

- ・ 指定地域密着型通所介護において、共生型地域密着型サービスの基準を新たに設けるもの。
 - (2) 指定療養通所介護の定員の見直し
 - ・ 指定療養通所介護事業所の利用定員数を引き上げるもの。
 - 1 2 さいたま市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正
 - ・ 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の定員の見直し
 - ・ 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員を、1施設当たり3人以下から、1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下とするもの。
- (施行期日) 平成30年4月1日等

議案第82号 さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局長寿応援部高齢福祉課)

障害者総合支援法の一部改正により、高齢者と障害者が共に利用できる「共生型サービス」が創設されることに伴い、さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例ほか4条例について、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例、年輪荘条例、高齢者デイサービスセンター条例及び与野本町デイサービスセンター条例の一部改正
 - (1) 業務の追加
 - ・ 老人デイサービスセンターの業務に、生活介護に係る指定障害福祉サービスを加えるもの。
 - (2) 利用対象者の追加
 - ・ 指定生活介護に係る老人デイサービスセンターの利用対象者に、障害者総合支援法に規定する介護給付費の支給決定を受けた者及び特例介護給付費の支給を受けることが見込まれる者を加えるもの。
 - (3) 利用料金等の追加
 - ・ 老人デイサービスセンターの利用料金等の規定に、生活介護に係る指定障害福祉サービスに係る利用料金等を加えるもの。
- 2 さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例等の一部を改正する条例の一部改正
 - ・ 規定の整備
 - ・ 生活介護に係る指定障害福祉サービスを新たな業務として加えることに伴い、規定の整備を行うもの。

(施行期日) 1については平成30年4月1日、2については公布の日

議案第83号 さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部障害支援課)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正を踏まえ、さいたま市指定障害福

社サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例ほか3条例について、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正
 - (1) 共生型障害福祉サービスの追加
 - ・ 居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）において、共生型障害福祉サービスの基準を新たに設けるもの。
 - (2) 就労定着支援の追加
 - ・ 指定障害福祉サービスに追加される就労定着支援について、基準を新たに設けるもの。
 - (3) 自立生活援助の追加
 - ・ 指定障害福祉サービスに追加される自立生活援助について、基準を新たに設けるもの。
 - (4) 日中サービス支援型指定共同生活援助の追加
 - ・ 共同生活援助に追加される日中サービス支援型指定共同生活援助について、基準を新たに設けるもの。
- 2 さいたま市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正
 - ・ 特例の廃止
 - ・ 指定障害者支援施設が障害児入所施設の指定を受け、一体的に支援を提供している場合の従業者の員数及び設備に関する特例を廃止するもの。
- 3 さいたま市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正
 - ・ 居宅訪問型児童発達支援の追加
 - ・ 多機能型事業所で行う事業に、児童福祉法に基づく居宅訪問型児童発達支援を加えるもの。

(施行期日) 平成30年4月1日

議案第84号 さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部障害支援課)

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正を踏まえ、さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例ほか2条例について、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正
 - (1) 指定児童発達支援の基準
 - ・ 指定児童発達支援の人員配置基準、取扱方針等について基準の見直しを行うもの。
 - (2) 共生型サービスの追加
 - ・ 児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、共生型サービスの基準を新たに設けるもの。
 - (3) 指定居宅訪問型児童発達支援の追加

- ・ 指定通所支援に追加される指定居宅訪問型児童発達支援について、基準を新たに設けるもの。
- 2 さいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正
- (1) 人員基準
- ・ 指定福祉型障害児入所施設における看護師の人員配置基準を見直すもの。
- (2) 特例の廃止
- ・ 指定福祉型障害児入所施設が指定障害者支援施設の指定を受け、一体的に支援を提供している場合の従業者の員数及び設備に関する特例を廃止するもの。
- 3 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正
- ・ 人員基準
 - ・ 福祉型障害児入所施設及び福祉型児童発達支援センターにおける看護師の人員配置基準を見直すもの。

(施行期日) 平成30年4月1日

議案第85号 さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・子ども未来局総合療育センターひまわり学園育成課)

児童福祉法の一部改正を踏まえ、総合療育センターひまわり学園の業務を追加するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 業務の追加

- ・ 総合療育センターひまわり学園に設置する児童発達支援センターの業務に、居宅訪問型児童発達支援を追加するもの。

2 規定の整備

- ・ 条例で引用している児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の条項を整備するもの。

(施行期日) 平成30年4月1日

議案第86号 さいたま市大崎むつみの里条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部障害政策課)

介護保険法の一部改正により、高齢者と障害者が共に利用できる「共生型サービス」が創設されること等に伴い、さいたま市大崎むつみの里条例ほか7条例について、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 大崎むつみの里条例、障害者福祉施設春光園条例、槻の木条例、みずき園条例及び大砂土障害者デイサービスセンター条例の一部改正

(1) 業務の追加

- ・ 各施設の業務に、介護保険法に規定する通所介護及び第1号通所事業を加えるもの。

(2) 利用者の資格の追加

- ・ 利用者の資格に、通所介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費の支給に係る者又は第1号通所事業に係る第1号事業支給費の支給に係る者を加

えるもの。

(3) 利用料金等の追加

- ・ 利用料金等の規定に、介護保険法に規定する通所介護及び第1号通所事業に係る利用料金等を加えるもの。

2 規定の整備

- ・ 各条例で引用している児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の条項を整備するもの。

(施行期日) 平成30年4月1日

議案第87号 さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局長寿応援部介護保険課)

3年ごとの介護保険料の見直しに伴い保険料率の改定を行うほか、介護保険法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 保険料率の改定

- ・ 平成30年度から平成32年度までの保険料率について、額の改定を行うもの。

区 分	改定前	改定後
(1) 高齢福祉年金受給者、生活保護受給者及び市町村民税世帯非課税者（年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下）	31,578円	32,528円
(2) 市町村民税世帯非課税者（年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下）	37,893円	39,034円
(3) 市町村民税世帯非課税者（年金収入と合計所得金額の合計が120万円超）	41,051円	42,287円
(4) 市町村民税本人非課税者（年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下）	53,682円	55,298円
(5) 市町村民税本人非課税者（年金収入と合計所得金額の合計が80万円超）	63,155円	65,056円
(6) 合計所得金額125万円未満の者	69,471円	71,562円
(7) 合計所得金額125万円以上200万円未満の者	82,102円	84,573円
(8) 合計所得金額200万円以上350万円未満の者	94,733円	97,584円
(9) 合計所得金額350万円以上500万円未満の者	107,364円	110,596円
(10) 合計所得金額500万円以上700万円未満の者	123,153円	130,112円
(11) 合計所得金額700万円以上1,000万円未満の者	138,941円	146,376円
(12) 合計所得金額1,000万円以上の者	154,730円	165,893円

2 合計所得金額の取扱いの見直し

- ・ 介護保険法施行令の一部改正に伴い、第1号被保険者の保険料段階の判定に関する基準について、現行の所得指標である合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除の額並びに公的年金等に係る雑所得を控除した額を用いることとするもの。

3 規定の整備

- ・ 介護保険法の一部改正に伴い、被保険者の資格、保険料等に関する調査に従わなかった場合等における過料の対象者を拡大するため、規定の整備を行うもの。

(施行期日) 平成30年4月1日（3については、公布の日）

議案第 88 号 さいたま市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局長寿応援部介護保険課)

介護保険法の一部改正に伴い、介護医療院が創設されたことから、当該介護医療院に係る人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するもの。

(内容)

1 基本方針

- ・ 介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならないこと等とするもの。

2 人員基準

- ・ 省令で定める員数の医師及び看護師を置かなければならないこととするほか、薬剤師、介護職員、理学療法士等の員数等について規定するもの。

3 施設基準

- ・ 省令で定める施設（療養室、診察室、処置室及び機能訓練室）のほか、談話室、食堂、浴室等を有しなければならないこととし、その基準等について規定するもの。

4 運営基準

- (1) 介護医療院は、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他医療等が必要であると認められる者を対象に、サービスを提供すること等とするもの。
- (2) 介護医療院は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、療養を妥当適切に行わなければならないこと等とするもの。

(施行期日) 平成30年4月1日

議案第 89 号 さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により、2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に関する規定が設けられたことに伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 手数料の新設

区分	基準	金額
2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	1件につき	147,000円
2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	1件につき	134,000円

(施行期日) 平成30年4月1日